

美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまち

広報  
ふるさと

# 香 美

4 平成 24 年 (2012)  
月号 No. 85



【写真】

## － 体操も友だちづくりも頑張ったよ！ －

### B&G 元気体操教室発表会

昨年 5 月から行ってきた B&G 元気体操教室。その成果を披露する発表会が香住 B&G 海洋センターで 3 月 10 日に行われ、参加した子どもたちは、保護者の前で元気いっぱいの体操を行いました。

この 1 年間でたくましく成長した子どもたち。体操が上手になっただけでなく、素晴らしい友だちもたくさんできました。

## 今月の主な内容 (Contents)

- 2 まちのうごき  
平成 24 年度予算概要
- 8 まちからのおしらせ  
高齢者などの生活支援制度  
後期高齢者医療制度の保険料率が決定  
役場各課などからのお知らせ ほか
- 18 まちのできごと
- 20 ふるさとの誇りを訪ねて  
(別冊 けいじばん、いきいきカレンダー)

## 産業間連携、子育て支援、安全・安心なまちづくりを重点課題に

## 「創造と活力あるまちづくり」の推進

3月1日に開会した第65回香美町議会の冒頭で、長瀬町長は今年度の施政方針を述べました。そこで町長は「町政を担わせていただき4年目、仕上げの年度となります。そのようななか、財政健全化の指標の一つである実質公債費比率が、平成22年度に早期健全化基準（25・0％）を下回って24・6％に、そして、昨年度は22・8％となるなど、財政の健全化が着実に進んでいます」と説明。

「今年度は、①各種産業の連携、②子育て支援対策の充実、③安全・安心なまちづくりの3つを重点課題としてとらえ、昨年度に策定した香美町総合計画の後期基本計画に基づき、町民の皆さんと一体となって各種施策を積極的に取り組みます」とし『創造と活力あるまちづくり』の着実な推進を表明しました。

ここで、施政方針（要旨）をご紹介します。



## 自立と参画・協働、連携・交流の推進

## ◆結婚対策の推進

未婚者の結婚対策として、若者交流事業や結婚対策会議を実施します。また、若者交流事業の実施団体を支援します。

## ◆協働のまちづくりの推進

「第2次香美町行財政改革大綱」に基づく協働のまちづくりを推進するため「協働のまちづくり推進会議」（仮称）を設置します。

## ◆小規模集落対策

高齢化が進み、戸数が減少した集落に対して、元気や活力を高めるための支援や対策を行います。

## ◆地域コミュニティの活性化

小学校区などを単位とした地域コミュニティの活性化と、いきいきとした地域づくりを推進するため、自ら考え行動する団体などに支援を行います。

## 教育、文化の充実と創造

## ◆学校耐震化の推進

子どもたちの安全・安心な学び舎を確保

するため、香住幼稚園の改築に着手するとともに、村岡小学校の耐震化に向けて実施設計を行います。また、耐震性のない施設の耐震診断を行います。

## ◆教育環境意向調査の実施

保護者や町民の皆さんの学校に対する意識や評価の把握、特色ある教育の可能性、地域の教育力、学校環境に関する安全性などについて、2年間の継続事業として多角的な調査を行い、教育環境のあり方に関する方向性を検討します。

## ◆生涯教育の充実

公民館講座などの開催や老朽化した社会教育施設の設備などの改修を行い、良好な生涯学習の場を提供します。

## 保健、医療、福祉の充実と連携

## ◆子育て支援

・第3子以降の子どもを出産された場合に支給する出産祝金や、保育園の保育料軽減措置を継続するとともに、国の「児童手当」を中学校修了までの子どもを養育する保護者に支給します。

・医療費（通院、入院）の無料化を小学3年生まで拡充します。

また、小学4年生から中学3年生までの入院医療費の窓口負担額を全額助成するほか、小学4年生から小学6年生までの通院医療費の一部助成を継続します。（本号10ページに掲載）

・香住区および村岡区で引き続き放課後児童クラブを開設します。また、香住小学校の香住幼稚園の改築に併せ、香住小学校の敷地内で放課後児童クラブとスポーツクラブのクラブハウスの機能を併せ持つ「地域連携施設」の整備に着手し、来年夏の開設を目指します。

・子どもを持つ保護者などからの夜間の医療相談に対応するため、県および但馬内の市町と協力して「但馬地域小児救急医療電話相談」を始めます（本号11ページに掲載）。

・安心して出産ができるよう、妊婦健康診査に係る助成限度額を引き上げるほか、特定不妊治療費の助成を行います。

・発病や重篤化を防ぐための子宮頸がん予防ワクチンなどの接種費用の全額助成を継続します。

#### ◆高齢者などの生活支援の充実

高齢者などの自立と社会参加を支援するため、自宅から医療機関などへの送迎サービスを継続します（本号8ページに掲載）。

#### ◆公立香住病院の改革

住民の生命と健康を守る地域の医療機関として存続するために、引き続き医師の招へいや職員の意識改革に努めます。

#### ◆地域福祉の充実

住民一人ひとりが支え合い、安全・安心

にいきいきと暮らせる地域社会づくりを進めるための指針「地域福祉計画」の見直しを行います。

### 産業振興と雇用確保

#### ◆6次産業化の推進

地域資源を最大限に生かした産業振興を図るため、各種産業団体間のさらなる連携強化と農林水産業、製造業、販売業および観光業との有機的・総合的な結合を図る「6次産業化」に取り組みます。

特に「食」を通じた6次産業化や町内産品を活用した新たな特産品づくりの調査・研究を行うほか、町内の各種産業団体代表者で組織された「香美町産業連携活性化協議会」の活動を支援し、農商工連携事業を進めます。



▲町内産品を生かした料理で地域の活性化を…  
（写真は香住ゆかりの海産物などを使った「香住丼」）

#### ◆地域農業の振興

牛ふんたい肥の活用による有機農業を推進するため、購入費用だけでなく散布に係る経費に対しても助成を行います。

#### ◆新規就農者の支援

新規就農者の生活支援を行い、就農意欲の喚起と定着を図ります。

#### ◆環境に配慮した農業の支援

化学肥料や農薬の使用低減など、環境に配慮した農業を営む農家を支援します。

#### ◆水産物の販売促進

水産物の販売促進や魚食普及を推進するために、イベントなどへの支援の充実を図ります。

#### ◆住宅リフォーム助成

昨年行った住宅リフォーム助成制度を継続し、地域の活性化を図ります（本号13ページに掲載）。

#### ◆雇用対策

町内出身者や新規卒者などに町内企業の魅力を発信し、町内企業への就労を働きかけます。

また、離職者に対し、次の雇用までの短期の雇用・就労機会の創出に取り組みます。

### 都市基盤の整備と充実

#### ◆道路網の整備

町道の防災対策を進めて通行の安全性を高めるとともに、改良を進め、利便性の向上と生活基盤の安定を図ります。

また、老朽化して安全性が低下した橋

平成 24 年度町長施政方針 (要旨)

りようを順次改修して、通行の安全を確保するとともに、長寿命化を図ります。

◆公共交通などの確保

町民の皆さんの移動手段を確保するため、民間バス事業の運行経費を助成するとともに、路線バスの休止路線で引き続き町民バスを運行します。

◆住環境の整備

がけ崩れなどの危険から町民の皆さんの生命・財産を守るため、災害危険区域にある住宅の移転費用に対して助成を行います。

生活環境の整備と充実

◆要援護者の見守り活動の充実

本町の高齢化率は年々上昇しており、合併当時に約29%であったものが、今年1月には約32%となっています。

この高齢化に対応するために昨年から始めた「ここにこ香美ネット」をさらに充実させるとともに、各区・自治会や社会福祉協議会が中心となって取り組んでいる「福祉・防災マップ要援護者登録」との連携強化を図り、災害時などの要援護者の見守り活動の充実を図ります。

◆防災行政放送の整備

3区で方式が異なる防災行政放送の統一化とデジタル化に向けて実施設計を行い、平成27年度の完成を目指します。

◆津波対策

海岸線を有する本町では津波対策が喫緊の課題です。このため、主要な高台を拠点

避難地として位置づけ、避難路と一体的に整備することで安全な避難場所の確保に努めます。

◆除雪対策

通学路および生活基幹道路の確保のため、冬季の除雪を行うとともに、除雪機の更新・購入費用に対して助成を行います。

◆消費者行政の推進

多様化する消費者被害に対応するため、たじま消費者ホットラインとの連携を強化し、消費生活相談の充実を図ります。

◆浄水場整備の推進

平成22年度から整備を進めてきた森浄水場(香住区)の整備は、年内に事業完了および供用開始を予定しています。

今年度は、村岡中区簡易水道の安定供給を図るため、蘇武トンネルの湧水を活用するための導水管整備と村岡浄水場の改良に着手します。



▲統一化・デジタル化に向けて実施設計に着手する防災行政放送 (写真は役場本庁舎にある香住区の防災行政放送機器)

自然環境の保全と活用

◆山陰海岸ジオパークの活用促進

山陰海岸ジオパークを生かした地域活性化を図るため、ガイドの養成、セミナーやバスツアーなどの実施に取り組みます。

また、ジオパークの拠点施設である香美町の文化館を改修するとともに、各ジオサイトで看板設置を行い、PRに努めます。

◆海岸美化対策

海岸保全区域の海岸美化を図り、環境保全と美観保持に努めます。

◆治山事業の推進

山腹崩壊や落石などの災害を防止するため、町内4カ所で治山工事を行います。

◆エネルギーの自給対策

クリーンエネルギーの実用化を目指し、農業用水利を活用した小水力発電の調査・研究を進めます。

行財政基盤の強化

◆行財政改革の推進

平成22年度策定の「第2次香美町行財政改革大綱」に基づき、引き続き行財政改革を着実に推進します。

◆行政サービスの向上

職員一人ひとりの意識向上のために職員研修を行い、行政サービスの向上に努めます。

# 総額221億円のまちづくり

●問い合わせ先 役場財政課

今年度は「第2次香美町行財政改革大綱」期間の2年目にあたることから、前年度の取り組みを評価するとともに、町民の皆さんと行政の協働による「創造と活力あるまちづくり」を着実に推進させることを念頭に置いて予算編成に取り組みました。

その結果、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた今年度の予算総額は220億9932万6千円となり、前年度の227億5164万5千円に比べ、6億5231万9千円、率にして2・9%の減となりました。

## 各会計の予算概要

### ◇一般会計

一般会計の予算額は122億2200万円で、前年度に比べ、6億7800万円、率にして5・3%の減となっています。

減額となった主な要因は、繰上償還などによる公債費の減、町道災害復旧事業（平成23年度当初予算分）の完了による災害復旧費の減などによるものです。

### ◇特別会計

10特別会計の予算総額は76億3475万5千円で、前年度に比べ、6670万6千円、率にして0・9%の減となっています。

減額となった主な要因は、下水道事業特別会計の施設整備費や公債費が減となったことなどによるものです。

### ◇企業会計

2企業会計の予算総額は22億4257万1千円で、前年度に比べ、9238万7千円、率にして4・3%の増となっています。

増額となった主な要因は、公立香住病院事業企業会計の空調設備等改修事業、上水道事業企業会計の浄水場整備事業の実施によるものです。

## 平成24年度の各会計予算

(単位：千円、%)

会計区分	平成24年度	平成23年度	比較増減	増減率
一般会計	12,222,000	12,900,000	△ 678,000	△ 5.3
特別会計	7,634,755	7,701,461	△ 66,706	△ 0.9
国民健康保険事業	2,845,800	2,910,000	△ 64,200	△ 2.2
事業勘定	2,460,000	2,526,000	△ 66,000	△ 2.6
佐津診療施設勘定	37,000	52,100	△ 15,100	△ 29.0
兎塚・川会・原診療施設勘定	48,600	51,400	△ 2,800	△ 5.4
小代診療施設勘定	199,400	193,300	6,100	3.2
兎塚・川会歯科診療施設勘定	100,800	87,200	13,600	15.6
後期高齢者医療保険事業	276,900	254,100	22,800	9.0
介護保険事業	2,073,000	2,018,000	55,000	2.7
簡易水道事業	521,000	401,600	119,400	29.7
下水道事業	1,835,000	2,043,000	△ 208,000	△ 10.2
財産区	2,900	1,500	1,400	93.3
町立地方卸売市場事業	1,900	1,900	0	0.0
国民宿舎事業	39,300	35,300	4,000	11.3
矢田川憩いの村事業	32,594	29,700	2,894	9.7
宅地造成事業	6,361	6,361	0	0.0
企業会計	2,242,571	2,150,184	92,387	4.3
公立香住病院事業	1,514,686	1,445,310	69,376	4.8
収益的支出	1,267,767	1,250,100	17,667	1.4
資本的支出	246,919	195,210	51,709	26.5
上水道事業	727,885	704,874	23,011	3.3
収益的支出	236,142	190,355	45,787	24.1
資本的支出	491,743	514,519	△ 22,776	△ 4.4
合計	22,099,326	22,751,645	△ 652,319	△ 2.9

一般会計の内訳

歳入(図1)

町税など一般財源の合計額は、86億5551万3千円(前年度比1・9%減)です。

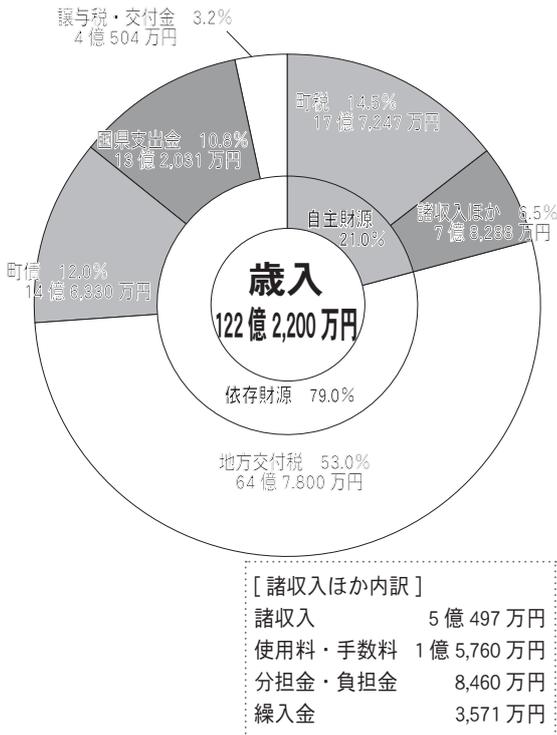
町税

17億7247万3千円(前年度比3・5%減)で、減収の主な要因は、固定資産税の減少などによるものです。

地方交付税

普通交付税は59億4700万円(前年度比0・8%減)を見込んでいますが、昨年度決算見込額59億178万9千円に比べると、4521万1千円、率にして0・8%の増

<図1>一般会計歳入予算内訳



となりします。

ただし、普通交付税の不足分を補う臨時財政対策債を合わせると64億5400万円で、昨年度実績の64億1104万3千円に比べると、4295万7千円、率にして0・7%の増となります。

また、特別交付税は5億3100万円で、前年度と同額を見込んでいます。

繰入金

3570万7千円(前年度比72・2%減)で、減額の要因は「兵庫のじぎく債」(平成17年度発行)の満期一括償還(昨年度完了)を財源とした減債基金繰入金1億円の減によるものです。

地方債

14億6330万円(前年度比2・9%減)で、減額の主な要因は、森清水場整備事業で5900万円の減、香住小学校整備事業で3億3410万円の減などによるものです。今年度は、建設事業の財源として7億7980万円、過疎対策事業債を活用したソフト事業で1億2610万円、普通交付税の振替分として臨時財政対策債5億700万円などの発行を予定しています。

歳出(図2)

人件費

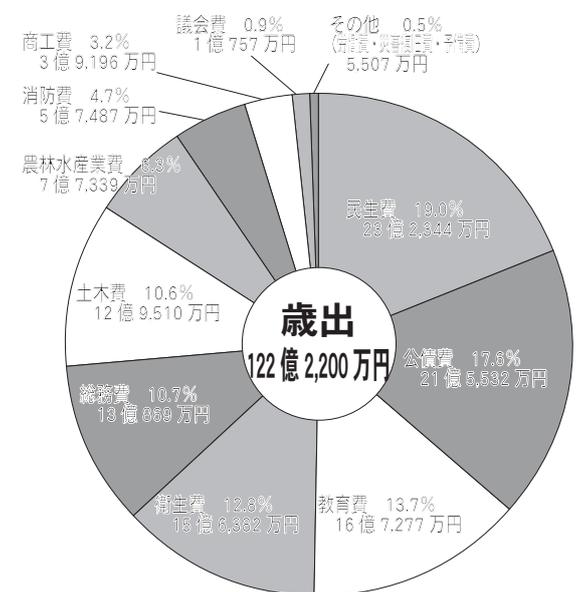
20億4575万円(前年度比5・2%減)で、減額の主なものは、一般職給料などで約9000万円の減、町村議会議員共済会納付金約1500万円の減などによるものです。

扶助費

10億6483万6千円(前年度比3・4%減)で、減額の主なものは、児童手当の制度改正による約7700万円の減などですが、障害者介護給付費は約3400万円の増となります。

補助費等

<図2>一般会計歳出予算内訳



15億6063万9千円(前年度比0・9%減)で、減額の主なものは、公立八鹿病院負担金2862万円の減などですが、新規就農総合支援事業は1650万円の増となります。

普通建設事業費

13億50万3千円(前年度比1・5%減)で、今年度は地域連携施設整備事業、拠点避難地・避難路整備事業、防災行政放送整備事業、村岡小学校整備事業、香住幼稚園整備事業などを予定しています。

公債費

21億5531万8千円(前年度比11・8%減)で、減額の主なものは、縁故債の繰上

償還(昨年度分)による影響約1億8000万円の減と、「兵庫のじぎく債」(平成17年度発行)の満期一括償還の終了によるものです。

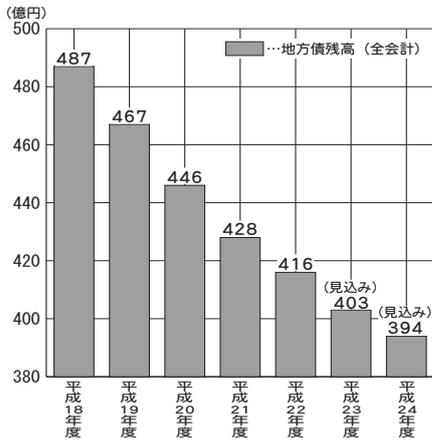
積立金

1億5614万8千円(前年度比34・5%増)で、増額の主なものは、繰上償還(昨年度)影響分の積み立て(今年度公債費減少分の一部6600万円を翌年度以降の財源とする)などによるものです。

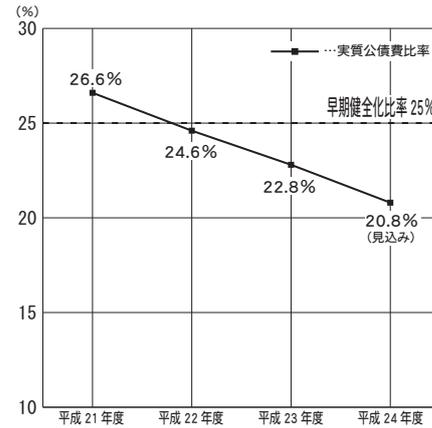
繰入金

19億9778万5千円(前年度比2・5%減)で、減額の主なものは、下水道事業特別会計への繰入金約5800万円の減などによるものです。

<図3> 地方債残高(全会計) 推移



<図4> 実質公債費比率推移



◆ 一般会計では…  
 昨年度末現在高は184億9900万2千円で、今年度の発行額を14億6330万円、元金償還額を18億7122万5千円としていますので、今年度末現在高は4億792万

【地方債(図3)】

財政調整基金・減債基金  
 財政調整基金の昨年度末残高は8億9181万円の見込みで、今年度末では、昨年度決算積立額などを合わせて10億392万5千円と見込んでいます。  
 減債基金の昨年度末残高は1億4236万1千円の見込みで、平成20〜23年度の繰上償還に係る元金相当額などを積み立てることで、今年度末残高を2億680万2千円と見込んでいます。

◆ 全会計では…  
 昨年度末現在高は403億236万円ですが、今年度の発行額を24億1260万円、元金償還額を34億792万9千円としていますので、今年度末現在高は9億9532万9千円減の393億703万1千円を見込んでいます。

【実質公債費比率(図4)】

昨年度は22.8%でした。引き続き財政健全化に努め、今年度は20.8%、2.0ポイントの改善を見込んでいます。

一般会計予算額を町民一人当たり換算すると…

町民1人当たりに使われるお金  
**595,672 円** (前年度 617,520 円)

町民1人当たりの税負担額  
**85,898 円** (前年度 87,478 円)

<b>民生費</b> 113,239 円 社会福祉や医療費助成など安定した社会生活を保障するために使うお金です。 	<b>公債費</b> 105,045 円 国などから借り入れたお金(町債)の返済などに使うお金です。 	<b>教育費</b> 81,527 円 幼稚園、小中学校、社会教育など教育各般に使うお金です。 	<b>衛生費</b> 76,217 円 健康診断、各種診断、ごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保つために使うお金です。 
<b>総務費</b> 63,783 円 新しいまちづくりや戸籍、徴税、選挙、監査事務など町の総括的な事務に使われるお金です。 	<b>土木費</b> 63,120 円 道路、河川、町営住宅などの整備や除排雪経費を含む維持管理に使うお金です。 	<b>農林水産業費</b> 37,693 円 農業、林業、畜産業、水産業の振興に使うお金です。 	<b>消防費</b> 28,018 円 消防や救急活動に使うお金です。 
<b>商工費</b> 19,103 円 観光の振興や商工業の振興などに使うお金です。 	<b>議会費</b> 5,243 円 町議会の運営に使うお金です。 	<b>その他</b> (労働費・災害復旧費・予備費) 2,684 円 労働対策や災害によって生じた被害を復旧するために使うお金などです。 	※町民1人あたりの計算は、平成24年3月1日現在の人口20,518人を基にしています。

<b>町民税</b> 31,757 円 
<b>固定資産税</b> 47,269 円 
<b>軽自動車税</b> 2,554 円 
<b>たばこ税</b> 4,318 円 

※町民1人あたりの計算は、平成24年3月1日現在の人口20,518人を基にしています。  
 ※入湯税を除く



高齢者などが安心して自立した生活を送ることができるよう、次のような事業で支援しています。

なお、各種事業をご利用になる場合、事前に申請が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

どうぞご利用ください！

## 高齢者などの生活支援制度

●問い合わせ先 役場福祉課・各地域局

事業名・対象者	内容	利用料など
<b>配食サービス事業</b>		
おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯、身体障害者などであって調理が困難な人	自宅へのお弁当の配達と安否確認を行います。配食日は次のとおりですが、年末年始などは除きます。 ・香住区…月～土曜日の夕食 ・村岡区、小代区…日～金曜日の夕食	・主食と副食 …600 円 ・副食のみ …500 円 ※住民税所得割課税世帯の人は、1 食あたり 100 円の追加となります。
<b>外出支援サービス事業</b>		
おおむね 65 歳以上で、下肢の不自由な身体障害者または一般の交通機関を利用することが困難な人	車いすまたはストレッチャー対応型の車で、高齢者などの自宅と医療機関などの間を送迎します。	基本料金 300 円に、走行距離 1km 当たり 30 円を加算した額となります。
<b>介護タクシー利用給付事業</b>		
日常的に車いすやストレッチャーを使用しなければ移動が困難な人で、救急車を利用する状況にない人	病院の受診や、福祉施設への入退所で町指定の介護タクシーを利用した場合、料金の 75% を助成します。(上限 2 万円)	介護タクシー料金の 25% が本人負担となります。
<b>生きがい活動支援通所事業</b>		
おおむね 65 歳以上で、日常生活が自立している人	健康増進・介護予防のための趣味活動・介護予防事業を行います。 実施場所は、香住高齢者ふれあい交流館、小代高齢者生活支援センター「いこいの里」などです。	1 回あたりの参加費は次のとおりです。 ・香住区…600 円 ・村岡区…900 円 (ただし、実施場所がハチ北温泉の場合は、1,200 円) ・小代区…900 円
<b>緊急通報システム事業</b>		
おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯、身体障害者などで緊急時に対応が困難な人	自宅に消防署直通の緊急通報装置を設置します。	
<b>人生 80 年いきいき住宅助成事業</b>		
介護保険認定で「要支援」、「要介護」と認定された人や身体障害者手帳所持者など	住まいの改良相談員が緊急性などを判断し、一定の条件内で、既存住宅の改造工事に要する経費の一部について、補助金を交付します。 補助対象限度額は 45 万円で、介護保険の住宅改修費などの 20 万円分を含みます。	所得により利用者負担があります。
<b>高齢者日常生活用具給付事業</b>		
おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや寝たきり高齢者（住民税非課税世帯）	火災警報器の設置にかかる費用を町が負担します。(限度額は 1 万円)	
<b>介護用品支給事業</b>		
介護保険認定で「要介護 4 または 5」と認定された高齢者を在宅で介護している家族（住民税非課税世帯）	年額 10 万円以内の介護用品（紙おむつなど）を支給します。 支給限度額は、申請月により異なります。	
<b>在宅老人介護手当支給事業</b>		
介護保険認定で「要介護 4 または 5」と認定された高齢者を在宅で介護している家族（介護サービス未利用月のみ・所得制限あり）	年額 18 万円の介護手当を支給します。 なお、介護保険サービスの未利用期間が 1 年未満の場合は、月額 1 万 5 千円を支給します。	





後期高齢者医療制度

# 平成 24・25 年度の 保険料率が決定しました

●問い合わせ先 役場健康課・各地域局

県後期高齢者医療広域連合事務局 TEL 078・326・2021

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりの所得に応じた保険料をご負担いただいています。

今回、平成 24・25 年度の保険料率などが次のとおり決定しました。

なお、個別の保険料額は、7 月上旬にお届けする「保険料額決定通知書」でお知らせします。

## 1 保険料率

保険料率とは、保険料を算出する基準で、すべての被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割率」からなり、2 年ごとに決定されます。

今回（平成 24・25 年度分）の保険料率は右表のとおりです。前回（平成 22・23 年度分）に比較して、均等割額で 2,079 円、所得割率で 0.91%、それぞれ増えています。

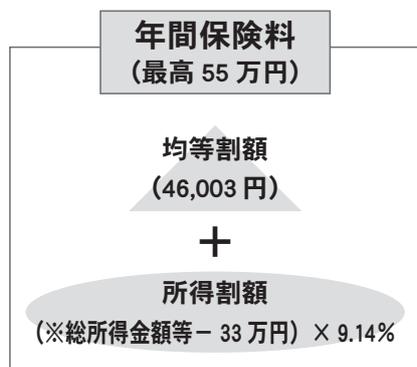
### ●前回（平成 22・23 年度分）と今回（平成 24・25 年度分）の保険料一覧

	平成 22・23 年度分 ①	平成 24・25 年度分 ②	比較 (②-①)
均等割額	43,924 円	46,003 円	2,079 円
所得割率	8.23%	9.14%	0.91%

## 2 保険料の計算方法

年間保険料は、均等割額と所得割額の合計となります。

なお、今回から保険料（年間）の上限額が 50 万円から 55 万円に変更となります。



※総所得金額等とは、前年収入から公的年金等控除額や給与所得控除額などを差し引いた額で、所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）は含みません。

## 4 被用者保険の被扶養者

### であった人の保険料軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険（会社の健康保険、船員保険、共済組合保険）の被扶養者だった人が対象となり、均等割額は 9 割軽減に、また、所得割額は全額免除されます。

## 3 所得の低い人の保険料軽減措置

### ①均等割額

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得が確認できている場合は手続きの必要はありませんが、未申告などで所得の確認ができない場合は簡易申告などが必要になります。

なお、65 歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大 15 万円を控除し、軽減判定されます。

### ●均等割額の軽減措置一覧

被保険者・世帯主の合計所得金額等が次の金額以下の場合	軽減割合 (カッコ内は軽減後の年間均等割額)
基礎控除額（33 万円）かつ被保険者全員の各所得が 0 円 (年金所得は控除額を 80 万円として計算)	9 割 (4,600 円)
基礎控除額（33 万円）	8.5 割 (6,900 円)
基礎控除額（33 万円）+ 24.5 万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）	5 割 (23,001 円)
基礎控除額（33 万円）+ 35 万円×被保険者数	2 割 (36,802 円)

### ②所得割額

総所得金額等から 33 万円を引いた額が 58 万円（年金収入のみの場合は 211 万円）以下の人は、所得割額が 5 割軽減されます。



乳幼児等医療助成制度

# 小学3年生までの 医療費が無料になります

●問い合わせ先 役場健康課・各地域局

子育て中の保護者の経済負担を軽減し、子育てのしやすいまちを目指そうと、今年7月から乳幼児医療助成制度の無料化の範囲を拡充します。

◇小学4年生から中学3年生までの入院医療費の助成額も拡充  
現在、小学4年生から中学3年生までの子どもが入院した場合、役場に申請することで入院医療費の窓口負担額の3分の1を助成していますが、今年7月1日からその全額を助成します。

●所得制限判定方法の変更  
今年7月1日から、乳幼児等（こども）医療の所得制限を判定する際の基準となる町民税所得割税額の対象を『父（または母）』から『**父母の合計**』に変更します（下記参照）。  
※父母が無収入の場合は祖父母などの扶養義務者で判定します。

●受給者証の送付  
助成の対象となる子どもを持つ保護者に対して、6月下旬に「乳幼児等医療受給者証」を郵送しますので、7月以降に医療機関を受診する際は窓口で提示してください。

現在、本町の乳幼児等医療助成制度では、5歳の誕生日の末日までの子どもが入院・通院した場合、医療機関での窓口負担額を無料としています。今年7月1日から、この範囲を小学3年生（9歳の誕生日を迎えた最初の3月31日）まで拡充します。  
これにより、乳幼児等医療助成制度の助成対象者全員の窓口負担額が入院・通院とも無料となります。

今年7月以降はこうなります！

## 福祉医療の所得制限判定方法

●問い合わせ先 役場健康課、各地域局

今年7月1日から、福祉医療（乳幼児等医療、こども医療、重度障害者医療、高齢重度障害者医療）の所得制限は、町民税所得割税額の『**世帯合計額**』によって判定します。

※世帯合計額とは…  
・乳幼児等（こども）医療の場合は「父母の合計」  
・（高齢）重度障害者医療の場合は「本人とその配偶者および扶養義務者の合計」

現在、世帯のうち町民税所得割税額最上位の人の税額が23万5千円未満である場合に助成の対象としています（例1）。しかし、税額の合計額が多い世帯が認定され（例2）、合計額が少ない世帯が認定されない（例3）などの問題があります。

通常、生計は世帯単位で営まれることを踏まえ、より公平な所得制限判定でこの問題を解消するために判定方法を変更します。

これにより、今までは助成対象であった人でも、7月以降は助成対象外となる場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

●今回の変更による判定の例  
（乳幼児等（こども）医療の場合）

		町民税所得割税額	現在の判定	変更後の判定
例1	父	23万円	○	○
	母	0円		
	合計	23万円		
例2	父	23万円	○	×
	母	20万円		
	合計	43万円		
例3	父	25万円	×	×
	母	0円		
	合計	25万円		

※扶養控除の一部廃止（平成22年度税制改正）により、今年度分以降の町民税所得割税額が増える世帯があります。しかし、福祉医療の所得制限判定は国の自立支援医療制度に従うので、この影響を受けることはありません。



4月以降

## 町立診療所の診療体制

●問い合わせ先 役場健康課、各診療所

町立診療所の診療体制は、4月1日から次の表のとおりとなっています。ご確認くださいお間違えのないようお願いします。

【主な変更点など】

- ・兎塚・川会診療所は、午後の診療となります。
- ・原診療所は、引き続き休診となります。
- ・佐津診療所、兎塚・川会歯科診療所、小代診療所は、現在と同じ診療体制です。

◇町立診療所の診療体制

(市外局番はいずれも 0796)

診療所名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
<b>佐津診療所 (TEL 38・0459)</b>					
午前	診療	診療	診療	診療	休診
午後	往診など	往診など	往診など	休診	
<b>兎塚診療所 (TEL 96・0012)</b>					
午前	休診	休診	休診	休診	休診
午後			診療		
<b>川会診療所 (TEL 95・0024)</b>					
午前	休診	休診	休診	休診	休診
午後				診療	
<b>原診療所※1</b>					
午前	休診	休診	休診	休診	休診
午後					
<b>兎塚歯科診療所 (TEL 96・0846)</b>					
午前	診療	休診	診療	休診	診療
午後					
<b>川会歯科診療所 (TEL 95・0223)</b>					
午前	休診	診療	休診	診療	休診
午後					
<b>小代診療所 (医科) (TEL 97・2023)</b>					
午前	休診	診療※2	休診	休診	休診
午後					診療
<b>小代診療所 (歯科) ※3 (TEL 97・2396)</b>					
午前	診療	診療	診療	診療	診療
午後					

※1 原診療所は現在休診中のため電話番号を記載していません。

※2 小代診療所 (医科) の火曜日は、11:00～15:00までの診療です (今年9月以降は変更の予定)。

※3 小代診療所 (歯科) は、第1、第3、第5土曜日の午前は診療を行います。



5月1日スタート

## 但馬地域小児救急医療電話相談

●問い合わせ先 役場健康課

夜間、子どもが急な発熱やケガをした場合に保護者の不安を解消できるよう、5月1日から県や但馬内の市町が協力して『但馬地域小児救急医療電話相談』を始めます。

この電話相談では、看護師が受診の必要性や応急措置をアドバイスするとともに、症状に応じた医療機関をご紹介します。



●対象…小児科

●相談時間…毎日 19:00～22:00

●費用…相談料は無料 (通話料は利用者負担)

◆但馬地域小児救急医療電話相談◆

TEL 0796・22・9988

※電話が繋がらない場合は、少し時間をおいてかけ直してください。

※この電話相談はアドバイスを行うもので、診断や治療を行うものではありません。また、育児・健康相談などには応じられません。

※相談内容の確認のため、通話を録音する場合があります。※現在の『小児救急医療電話相談 (#8000)』も引き続きご利用ください。



但馬地域産業保健センターの無料相談

## 美方郡医師会が担当します

●問い合わせ先 役場健康課

但馬地域産業保健センターでは、産業医の選任義務のない小規模事業所 (従業員数が50人未満) の事業主とその従業員を対象に、健康管理の指導・援助を無料で行っていきます。

「健康診断の結果の見方が分からない」、「従業員の生活習慣病の予防や健康管理をどうすれば」などの疑問に医師が応じるほか、訪問指導を希望する事業所を医師が訪問し、健康診断の結果に基づき健康管理指導などを行います。



●とき

毎月第3水曜日の 13:30～15:00

(今年8月と来年3月は第4水曜日。また、来年1月と2月は休止)

●ところ

サンシーホール浜坂 (新温泉町浜坂 1903-1)

●予約先

浜辺医院 TEL 0796・82・1224



# 平成24年度 国民年金保険料が決定しました!

●問い合わせ先 役場町民課・各地域局

豊岡年金事務所 TEL 0796・22・0948

被保険者の皆さんが負担している国民年金保険料は毎年度改定されますが、平成24年度は前年度より40円引き下げられ、月額1万4980円となります。

## ●有利な前納割引制度

保険料は1年度分や6カ月分など、まとめて前納(前払いで納付)すると割引がおり得です。

左表の前納用納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。

## ●前納による割引額

前納の方法	前納期限	割引額	納付額
1年度分 (4月~平成25年3月)	5月1日	3,770円	175,990円
上半期分 (4月~9月)	5月1日	1,020円	88,860円
下半期分 (10月~平成25年3月)	10月31日	1,020円	88,860円

※上記以外の希望月から平成25年3月分までの前納を希望する場合は、豊岡年金事務所へお問い合わせください。



## 今年7月9日から 外国人登録制度が 変わります!

### ●問い合わせ先 役場町民課、各地域局

7月9日の在留管理制度の改正に伴い、3ヵ月以上日本に滞在する外国人住民にも日本人と同様に住民票が作成されます。

該当する外国人住民には、5月7日以降に確認用の「仮住民票」を役場から送付します。また、この改正に併せて「外国人登録証明書」が廃止され「特別永住者証明書」(特別永住者が対象)または「在留カード」(3ヵ月以上日本に滞在する外国人住民が対象)が交付されます。

この証明書とカードは、次回の在留期間延長などの手続きの際に更新されます。

### 【在留カード】

本人が7月9日以降に入国管理局で手続きを行う必要があります。

※役場での手続きは不要。ただし、転出や転入などにより記載内容に変更が生じた場合、役場に届け出が必要です。

### 【特別永住者証明書】

今までどおり役場で交付されます。

◆上記のほかにも多くの変更点があります。詳しくは総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)をご覧ください。



# 従業員数が100人以下の事業主の皆さんへ 育児・介護休業法が全面施行

●問い合わせ先 役場観光商工課

兵庫労働局雇用均等室 TEL 078・367・0820

男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができるように改正された「育児・介護休業法」(平成22年6月30日施行)。

これまでは、従業員100人以下の事業主に対して同法の一部が適用猶予されていたが、今年7月1日から全面施行されます。

この全面施行に向けて、同法に沿った就業規則の整備など、早めの準備をお願いします。

詳しくは厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。

## 全面施行される制度の概要

### ① 子育て期間中の制度の義務化

#### ◆短時間勤務制度

事業主は、3歳未満の子どもを養育する労働者の所定労働時間を1日6時間(5時間45分~6時間まで)とする「短時間勤務制度」の設立が義務になります。

#### ◆所定外労働(残業)の免除

事業主は、3歳未満の子どもを養育する労働者から申し出があった場合、所定労働時間を超えて労働させてはいけません。

### ② 介護休暇制度の新設

事業主は、労働者から申し出があった場合、要介護状態の対象家族が1人なら年5日、2人以上なら年10日、介護休暇を取得させなければなりません。

※介護、通院などの付き添い、介護サービス等の提供を受けるために必要な手続きの代行など、対象となる家族に必要な世話をを行う場合に限ります。





住宅環境の向上と地域経済の活性化を目指し...

## 住宅リフォームを支援します！

●問い合わせ（申し込み）先 役場観光商工課・各地域局

町では、昨年に引き続き住宅環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的に「住宅リフォーム助成制度」を実施します。

この制度は、町内の施工業者を利用して町民の皆さんが自分の住宅をリフォームした場合に、その経費の一部を助成するものです。

これからリフォームをお考えの人は、ぜひこの制度をご活用ください。

### ●助成要件

これからリフォームを行うとする人が助成を希望する場合、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・町内に在住、住所を有すること
- ・助成を受けようとするリフォームが、町のほかの助成を受けないこと
- ・町の徴収金（税金など）に滞納がないこと

### ●助成の対象となる住宅リフォーム工事一覧

工 事 内 容
屋根、外壁、内壁、床、天井、柱、はり、窓、扉、階段などの工事
建築物に設ける電気、ガス、給配（排）水管の工事
台所、浴室、便所などの改良工事
断熱化工事
屋根、壁、天井、床の断熱材、遮熱材などの工事
窓に断熱効果のあるガラスやサッシを設置する工事
バリアフリー化工事
段差の解消や車椅子の利用に対応するための工事
手すり、移動用エレベータ、階段昇降機の工事
アスベスト除去工事
防水、防風、防火（火災報知システム設置を含む）、耐火の工事
地球温暖化に配慮した設備の設置工事

※電化製品などの取り付けの場合は、工事費のみを対象とします。  
 ※次のものは対象とはなりません。

- ①土地購入費
- ②住宅以外の倉庫、車庫、物置などの設置、増築および補修
- ③シロアリなどの害虫駆除
- ④住宅の新築や取り壊しなどの工事
- ⑤室内カーテンの取替え、取付け
- ⑥造園、門扉、ブロック塀などの外構工事
- ⑦電話やインターネットなどの配線工事
- ⑧電化製品などの購入費



## 中小企業振興資金融資制度

ご利用ください！

●問い合わせ先 役場観光商工課・各地域局

香美町商工会本所 TEL 0796-36-0123

### ●融資の対象

町内に6カ月以上事業所があり、申請時に町の徴収金（税金など）の滞納がない中小企業事業者

### ●申込方法

金融機関、または香美町商工会本所、各支所に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、取扱金融機関へ提出してください。

### ●取扱金融機関

但馬銀行、但馬信用金庫、みなと銀行、兵庫県信漁連、たじま農協の町内各支店

### ●融資内容

資金名	資金用途	限度額	年利	融資期間
短期資金	運転	1,000万円	1.5%	1年以内
	設備	500万円	1.8%	5年以内
長期資金	運転	1,000万円	2.0%	10年以内
	設備			

※短期と長期の併用はできません。  
 ※長期の運転、設備の併用はできますが、上限は1,000万円となります。  
 ※異なる金融機関から融資を受ける場合は、限度額の超過にご注意ください。  
 ※融資および返済方法は取扱金融機関の定める方法によります。



- 助成の対象となる住宅
  - ・持ち家であり、現に居住している町内の住宅
  - ・集合住宅の場合は、専有部分のみ
  - ・店舗、事務所などとの併用住宅は、住宅部分のみ
- 助成対象となる工事など
  - ・町内の業者（下請けを含む）が施工する住宅リフォーム工事
  - ・20万円（消費税込み）以上の助成対象工事に要する経費の10%を助成（上限10万円）



平成 24 年度

# 香美町農作業受委託標準賃金

●問い合わせ先 町農業委員会事務局（役場農林水産課内）

この料金は、あくまでも平成 24 年度の標準です。

実際の賃金は、当事者双方で協議のうえ、決定してください。

（単位：円（消費税込））

作業種目	単位	種別	標準料金			備考
			整備田	30a 区画	未整備田	
農作業	1 日当たり 8 時間	—	8,000			技術作業は別料金
ディスクローター	10a 当たり	—	7,000	6,000	7,000	
ことうん 耕耘	10a 当たり	1 回目	7,000	6,500	8,000	
		2 回目	5,000	5,000	6,000	
代かき	10a 当たり	1 回耕耘後	11,000	10,000	11,000	荒かき・代かきを同時にする場合
		2 回耕耘後	8,500	8,000	8,500	
荒かき	10a 当たり	—	6,000	6,000	6,500	
荒かき後の代かき	10a 当たり	—	7,500	7,500	8,000	
機械田植え	10a 当たり	—	9,000			
刈取 (バインダー)	10a 当たり	—	9,000			倒伏の場合は 3～5 割増。すみ刈りは含まない。 結束ひもは受託者負担
刈取 (コンバイン)	10a 当たり	—	22,200	21,200	22,200	倒伏の場合は 3～5 割増。すみ刈りは含まない。 籾の運搬料は 10a 当たり 3,000 円（距離により増減）
脱穀 (ハーベスター)	1 日当たり 8 時間	—	15,000			
機械畦ぬり	1 m 当たり	—	100			
畦切り (片バイド)	1 m 当たり	—	70			
乾燥	10a 当たり	—	12,200			運搬などは委託者負担（10a 未満も同額）
もみす 籾摺り	30kg 当たり	—	520			運搬などは委託者負担
農業散布	10a 当たり	—	2,000			農業代は含まない
たいり 堆肥の散布	10a 当たり	—	3,000			堆肥または土壌改良剤の散布
ことうん 畑耕耘	10a 当たり	—	7,700			



香住小学校改築工事

## 体育館出入口の変更

●問い合わせ先 町教育委員会教育総務課

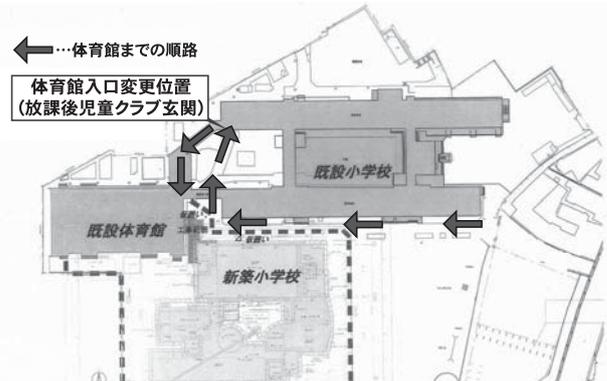
現在建設中の新校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の工事を行うため、4月19日（木）から体育館の玄関周辺に仮囲いを設置します。これにより、新校舎完成（おおむね8月いっぱい）までの間、体育館の玄関からの出入りができなくなります。

夜間、休日などに体育館を利用する場合は、放課後児童クラブ（スマイルかすみ）の玄関から出入りしていただきますようお願いいたします。

なお、放課後児童クラブの玄関のカギは香住文化会館で受け取りと返却をお願いします。（夜間の場合は香住文化会館のボックスへ返却してください。）

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### ●変更後の体育館出入口までの順路図



※放課後児童クラブの玄関から出入りする際には、校舎内に立ち入らないようお願いします。



平成 24 年度

## 香美町青少年育成対策指針

●問い合わせ先 町教育委員会

2月20日、香美町青少年問題協議会が開催され、5つの実践項目を挙げた今年の香美町青少年育成対策指針が決定されました。

今後、この指針を基に、各学校、PTA、団体、関係機関、自治組織などと協力し、青少年の健全育成活動を推進します。(ここでは「5つの実践項目」のうち、特に地域ぐるみで取り組んでいただく内容を掲載しています)

### ◇平成 24 年度 香美町青少年育成対策指針◇

#### 地域ぐるみで

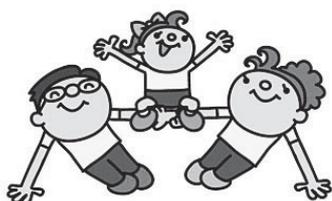
#### 健やかな子どもを育てる

#### よい環境をつくりあげよう

～ 健やかな育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するために ～

- ①地域ぐるみであいさつや社会生活上のルールを身につけさせよう。
- ②健やかな育成を阻害するおそれのある凶書などを置かないようにしよう。また、これらの自動販売機を置かないようにしよう。
- ③深夜外出、喫煙、飲酒、無免許運転などの行動を未然に防止しよう。
- ④薬物乱用の恐ろしさについて学び、その害から守ろう。
- ⑤地域ぐるみの見守り活動を実践し、不審者から守ろう。
- ⑥いじめや暴力行為から守ろう。
- ⑦インターネットの適切な利用について積極的に学び、有害情報への対応の強化を図ろう。

※④と⑦を本年度の重点取り組み項目とします。



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ 裁判所からの通知!? ～

#### 【事例】

「以前、訪問販売であなたと契約した寝具販売業者が、裁判所に対して未払代金の支払訴訟を起こした」という内容のハガキが届いき「このまま連絡せずに放置すると、裁判への出廷や給料・財産の差し押さえのおそれがある」と書いてあった。

全く身に覚えがない場合は早急に連絡するようにと書いてあるが、連絡するべきか。

#### 【ひとことアドバイス】

◇いわゆる「架空請求」の相談がいまだに寄せられています。

◇あなたが過去に利用した業者に対して代金の未払いがあるとして「訴訟を起こした」、「給料・財産を差し押さえる」などの言葉を並べ、不安を感じさせる手口です。

◇「早急に連絡を」などと書かれていても絶対に連絡しないでください。

過去には「訴訟取り下げのために必要」と数十万円を請求されたケースも！

◇記載内容に不明な点があったり、不安を感じたりした場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。

#### <消費生活相談窓口>

●役場消費生活相談窓口

(役場町民課内)

TEL 0796・36・1941 (直通)

●たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!



#### ◆お詫びと訂正◆

広報「ふるさと香美」第84号(平成24年3月号)の記事に、以下のとおり誤りがありました。

関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫びして、訂正いたします。

・14ページの「第7回香美町民スキー大会」の記事のうち、西井友里奈さんと西井友基さんの行政区が「村岡区和池」とありますが、正しくは「村岡区池ヶ平」でした。

# 文芸かみ

## 小代俳句教室

選者 尾崎龍

待合室また一人きて雪のこと

井上美千代

触れてみる棘のさびしさ冬の薔薇

井上捷子

白兔雪の峠に見失なふ

田中富美代

夏までもありそうな雪家の裏

中庭正江

立ち上がる仔牛を包む春の月

吉田まち子

雪を脱ぎし山墓に点く一番星

選者

※このコーナーでは、香美町文化協会所属の各団体の俳句・短歌を毎月掲載します。

# 平成24年度の役場の業務体制など

## 組織など

行政課題を迅速かつ集中的に取り組む体制を整えるとともに、住民サービスのさらなる向上を目指し、次のように組織を改編します。

- ①部制を廃止するとともに、各地域局をそれぞれ一つの課とします。
  - ②消防・防災を担当する「防災安全室」（町民課消防係から変更）を総務課（本庁舎2階）に新設します。
  - ③福祉課介護保険係を、香住地域福祉センターから本庁舎1階に移動します。
  - ④農林水産課（農林、畜産、水産の3係）を、本庁舎1階から2階へ移動します。
  - ⑤福祉課の子育て関係業務を、町教育委員会学校教育課を再編した「こども教育課」（村岡地域局2階）に移し、就学前から中学校までの一貫した教育体制をとります。
  - ⑥町教育委員会教育総務課に「教育企画研修室」を新設します。
  - ⑦町教育委員会社会教育課と各分室を統合し「生涯学習課」（村岡地域局2階）を新設します。
- ※香住区・村岡区の中央公民館は、これまでどおり事務を行います。  
 ※小代区中央公民館は「小代地区公民館」に名称を変更します。  
 ※小代区地域連携センターは、これまでどおり継続します。

## 受付窓口の変更など

組織の改編に伴い、保育所、認定こども園、放課後児童クラブの入所申し込みや保育料の支払いなどの窓口を次のとおり変更します。

- ①保育所（認定こども園）
  - ・香住区は今までどおり本庁福祉課
  - ・村岡区は町教育委員会こども教育課
  - ・小代区は小代地域局
- ②放課後児童クラブ
  - ・香住区は香住区中央公民館
  - ・村岡区は町教育委員会こども教育課

## 異動など

（カッコ内旧職、順不同）

- 4月1日付の異動者は144人、3月31日付の退職は8人（一般行政職など7人、公立香住病院1人）、4月1日付の任命は1人、同日付の採用は4人（一般行政職3人、公立香住病院1人）で、公立香住病院の医療職などを除いた一般行政職などの関係職員は、昨年当初に比べ5人減り（合併前と比べ78人減）、256人となりました。
- 課長級の異動などは次のとおり。
- ①4月1日付異動（課長級以上）
  - 企画課長（企画課副課長兼地域振興係長）吉岡哲男▽町民課長（総務部長兼企画課長）本庄正人▽健康課長（健康福祉部長兼健康課長）岡本秀喜▽観光商工課長（産業部長兼観光商工課長）松井栄介▽建設課長（建設部長兼建設課長）今井雄治▽村岡地域局長（村岡地域局長兼建設課長）伊澤宏昭▽村岡地域局次長

- （村岡地域局健康福祉課長）太田康清▽小代地域局長（小代地域局長兼地域振興課長兼健康福祉課長）中村修▽小代地域局次長（教育委員会小代分室長）藤村吉孝▽教育総務課長（教育次長兼教育総務課長）黒田祐弘▽こども教育課長兼指導係主幹（学校教育課長）山西周二▽生涯学習課長兼公民館係主幹（社会教育課長兼社会教育係長）西村吉弘▽議会事務局局長（会計管理者兼会計課長）岡田英俊▽会計管理者兼会計課長（病院事務局次長）濱田光男▽上下水道課参事兼矢田川クリーンセンター所長（町民課長）島田 斉▽村岡地域局参事（地域総務担当）（学校教育課参事兼村岡学校給食センター所長）田淵洋一▽教育総務課参事兼教育企画研修室長（教育総務課副課長兼総務係長）田輪実▽教育総務課参事兼香住学校給食センター所長（学校教育課参事兼香住学校給食センター所長）清水美宏▽こども教育課参事（就学前担当）（教育委員会香住分室長）水間浩一
- ②3月31日付退職
  - 田中 勲（村岡地域局長兼地域振興課長）
  - ▽谷岡喜代司（公立香住病院事務局長）
  - ▽中島俊行（議会事務局局長）▽浜名博（小代地域局農林建設課長）▽石井朱美（福祉課副課長）▽橋本富雄（福祉課職員）
  - ▽岸 貞子（福祉課職員）▽竹内和代（公立香住病院看護師）
- ③4月1日付任命
  - 香美町病院事業管理者 谷岡喜代司
- ④4月1日付採用
  - 企画課 石井南美▽健康課 駒居大輔▽健康課 米田都▽公立香住病院 田村広海



この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月(2/20～3/20)の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。(届出順・敬称略)



この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月(2/20～3/20)の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。(届出順・敬称略)

# 求人情報

詳細はハローワークにおたずねください  
(平成 24 年 3 月 20 日現在、順不同)

●問い合わせ先 ハローワーク香住  
TEL 0796・36・0137

＜フルタイム＞				
職種	事業所名	勤務地など	年齢	人数
配達	㈱トキワ	香住区三谷	不問	1
製造			40以下	1
自然学校活動指導員	県教育委員会事務局 義務教育課	現和野高野野外教育センター	不問	1
水産加工			不問	1
営業	マルカツ水産㈱	香住区隼人	不問	1
瓦施工	㈱徳山瓦店	村岡区村岡	不問	2
家電製品設置作業	㈱K-SIN TRANSPORT	香住区若松	不問	1
監理技術者	㈱大城土建	小代区城山	59以下	1
自動車整備	㈱伊藤梅商店	香住区香住	不問	1
薬剤師	日本調剤㈱大阪支店	香住区若松	59以下	1
グループホーム介護			不問	1
看護	社会福祉法人 香美町社会福祉協議会	香住区無南垣	不問	3
デパビス介護			不問	1
看護	村瀬医院	村岡区村岡	不問	1
配管(見習)			59以下	1
電気技術者	㈱西本設備	香住区森	59以下	2
管工事技術者			59以下	2
看護	社会福祉法人 みかたこぶしの里	小代区神水	不問	3
電気工事士	㈱北近畿環境開発	香住区間室	不問	1
製造加工	㈱にしども食品	香住区境	不問	3
事務	入江精密工業㈱	村岡区高井	35以下	1

＜パートタイム＞				
職種	事業所名	勤務地など	年齢	人数
販売	㈱宿院商店	村岡区入江	不問	2
接客			不問	1
販売	㈱トキワ	香住区三谷	不問	1
保育士			不問	1
調理師	みなと保育園	香住区一日市	不問	1
保育士補助			不問	1
調理補助	㈱メフォス	公立香住病院	59以下	2
接客	創作旬料理 みか月	小代区大谷	不問	2
接客	㈱さだ助	香住区下浜	不問	3
食品製造	マルヨ食品㈱	香住区香住	不問	5
販売			不問	3
販売	㈱コメリ中四国地区本部	香住区香住	不問	3
早朝品出し			不問	4
レシ・品出し	㈱トヨタ	ルックパザールトヨタ 香住店	不問	2
商品加工			不問	5
水産加工	マルカツ水産㈱	香住区隼人	不問	7
旅館業務	香住観光旅館 丸世井	香住区香住	不問	2
介護補助	社会福祉法人 徳和会	新温泉町湯	不問	3
介護			不問	10
販売	㈱鎌清商店	香住区香住	不問	10
水産加工			不問	1
臨時介護			不問	1
臨時看護	社会福祉法人 みかたこぶしの里	村岡区村岡	不問	3
臨時介護			不問	1
清掃	㈱北近畿環境開発	公立香住病院	不問	1
販売	ローソン養父万久里店	ローソン村岡店	不問	1
塾講師	マンツーマン学習センター学園都市校	町内	不問	3

## 編集後記

3・11から約1年。犠牲となった多くの方々とそのご遺族に心からお悔やみを申し上げます▼私にとつて衝撃的で、大きすぎる出来事でした。何が起きたのか、そして、現在何が起きているのか、いまだによく分かっていません。まるで心に穴があいたように、▼穴を埋めるキーワードはよく耳にします。ボランティアや支援、防災意識の向上。なにより、その記憶を風化させないことが必要なのではないでしょうか。(みうら)

写真でつづる  
まちのできごと

# Photo News



## 寸劇を通して、消費生活問題を学ぼう！

香美町消費生活講座（2月25日、香住文化会館）

但馬では1716件、町内でも112件が報告されている悪質商法などによる消費生活相談（平成23年4月～平成24年2月末の件数、但馬消費者生活センター調査）。こうしたトラブルを未然に防ぐための知識を養ってもらおうと「香美町消費生活講座」が行われ、約50人が参加しました。

冒頭、県知事から委嘱を受け、町内でさまざまな啓発活動を行っている「くらしのクリエーター」のメンバー7人が、水道業者を装った高額な浄水器を購入させる手口を、紙芝居を使って分かりやすく説明。「困ったことがあれば役場の消費生活相談員に気軽に相談しましょう」と会場に呼び掛けました。

その後、舞台には劇団「アド☆コン座」が登場。この劇団は、近畿圏内の消費生活専門相談員などが平成14年5月に結成したもので、タイムリーな消費生活トラブルとその解決法を、アドリブを交えたコントで楽しく、分かりやすく啓発しています。

今回は6つの寸劇を通して、悪質商法の手口やその対応法を披露。このうち靈感商法をテーマにしたものでは、開運プレスレットを購入した主婦が主人公。この主婦が

「このままでは家族が不幸になる」と高額な印鑑や祈とうなどを訪問販売で押しつけられる様子を、相談員が扮する役者が演じました。

寸劇のために用意された小道具は、すべて相談員が自作したもので、これらに加えて、身ぶりや手ぶり、また、ユーモアを交えながらの寸劇に、会場からは大きな笑いが。相談員は「訪問販売はクーリングオフの対象。おかしいと思ったら、すぐに対応しましょう」と会場に訴えました。



▲楽しく、分かりやすく消費生活問題の解決法を演じるアド☆コン座

## 効率的な森林整備を目指して

美方郡美しい森林づくり推進協定を締結（3月10日、村岡老人福祉センター）

効率的で低コストの林業を目指そうと、北但西部森林組合（伍々博一組合長、組合員6484人）など6団体が「美方郡美しい森林づくり推進協定」を締結しました。

美方郡内では、昭和30年代を中心に植林されたスギやヒノキなどの人工林が約23000ha（民有林分）あり、その7割程度が木材として利用できる時期を迎えています。しかし、その造林地は所有形態がさまざま、区域も入り組んでいることから、伐採、搬出などの作業を効率的に行うことが難しい状態です。作業道を開設するとしても迂回せざるを得ない場合もあり、大型高性能林業機械の作業を阻むほか、木材価格が低迷するなか、作業コストの増大によって森林を放置する要因の一つになっています。

今回の協定締結は、所有形態の異なる森林を10～100haほどの協同施業団地にまとめることで、効率的で持続可能な森林施業を行うことが狙い。これにより低コストの搬出間伐や路網整備ができ、森林の持つ多面的機能の発揮や林業経営の発展が期待されます。



▲美しい森林づくり目指して協定を締結した関係団体代表者の皆さん

この協定は但馬では初、県内では宍粟市に次いで2番目。協定面積は51850ha、期間は5年です。協定を締結したのは、香美町、新温泉町、北但西部森林組合、兵庫森林管理署、兵庫みどり公社、神戸水源林整備事務所の6団体。締結式には皆川芳嗣林野庁長官を招き、各団体の代表者が協定書に署名しました。

締結式で長瀬町長は「森林を守りながらまちの活性化を図ることが大切。この協定が、将来に向けて森林の有効活用を礎となることを期待しています」と語りました。



## だれかのために「ひと肌」脱ぎませんか？

香美町障害者地域自立支援協議会の報告会と講演会（3月5日、香住文化会館）

障害を持つ人が暮らしやすいまちづくりを目指して、平成22年4月に設立された香美町障害者地域自立支援協議会（藤澤昌彦会長）。この2年間の活動内容の報告会が行われ、町内外から約110人が参加しました。

藤澤会長は2年間の振り返り「但馬地域では第1号の設置。前例もなく手さぐりの中で、障害を持つ人の話に耳を傾けながら課題を洗い出し、その解消に向けて取り組んできました。今日までに町長に3度の提言を行い、移動支援事業のグループ利用など具体化したものもあります。今後この流れを途切れさせることなく、さらに活動を深めていきたい」と総括しました。

報告会の後、長野県在住で社会福祉法人「高水福祉会」常務理事の福岡 寿氏を講師に招き、講演会が行われました。

障害福祉といえれば難しい内容を想像しがちですが「福祉界のお笑い芸人」を思わせるユーモアたっぷりの話術に、会場では笑い声も。約2時間の講演で、地域のつながりの重要性、また、障害を持つ人にとって何が一番大事なのかを訴えた福岡氏。脱輪した車を例に挙げ「脱輪した車を見過ごせない人が集まる。話し合っ、車を押す人、交通整理する人、指示する人など役割を分担して困った人を助ける。これは、障害を持つ人を支援する場合も同じ。まず『どうする』と集まり、話をすることが大事なのでは」と語りました。



▲具体的な例を挙げて障害福祉の問題を提起する福岡さん

「施設の整備ありきではなく、一人ひとりの声を聞き、そのニーズを把握することから始めないと、どこかで無理が生じます。また、そのような地域は良くなる見込みがないのでは」と断言し「障害福祉に限らず、多くの人々にとって本当に住みやすい地域にするには、まず『ひと肌』脱ぐことです。決して他人事と決めつけず、一つの課題に対してさまざまな人々が集まって話し合いを持ち、困っている人と一緒に解決方法を探ることが大事。その上で、本人のゆるやかな自己決定を応援することに尽きるのでは」と締めくくっていました。



## 心に復興の灯をともし漂流船

漂流船の出発式（3月11日、役場本庁舎前）

東日本大震災の津波で岩手県大槌町から流れ、昨年12月31日に余部沖を漂流していた小型船を所有者の遺族にお返ししようと、大震災発生から1年の節目となる3月11日、搬送に向けた出発式が役場本庁舎前で行われました。

搬送は町内の建設会社3社がボランティアで行い、遺族と大槌町への激励のメッセージを添えて、翌12日に岩手県で帰還を待つ遺族に引き渡しました。

小型船の所有者は、大震災で亡くなった野崎長一さん（岩手県大槌町）。今回、引き取りを申し出た野崎貞治さん（岩手県釜石市）は長一さんの次男で、自身も大震災で被災し、その影響で勤めていた会社を解雇されました。引き渡しにあたり「もうすぐ親父の船、あなたの船が遠く離れた兵庫から帰ってきます。もしあなたが生きていればどんなに喜び、楽しみだったことでしょう」と仏前に報告した野崎さん。

「明るいニュースもなく、ただ毎日を生きていた自分にとって、船が見つかったこと、そしてもうすぐ帰ってくるということは今後の人生に生きる希望をもたらしたようです。そして、この震災を見つめて支援や復興の応援をしていただける方々がいるということ、なによりの励みになります。街並みも生活の場として徐々に復旧しています。が、まだまだこれからというのが実情です。この先何年かかるか、どうなっていくのか見当すらつきませんが、必ず美しい街に変わっていくと信じています。引き渡しにご尽力いただいた皆様のご厚意、ご支援に心から感謝しています」と出発式にメッセージを寄せていただきました。



▲トラックに乗せられ、岩手県への帰還を待つ小型船

## 役場各課など 主な施設の連絡先

役場本庁舎	36・1111(代表)
総務課	36・1111
財政課	36・1942
企画課	36・1962
税務課	36・1113
会計課	36・4321
町民課	36・1110
消費生活相談	36・1941
健康課	36・1114
福祉課	36・1964
農林水産課	36・0846
観光商工課	36・3355
建設課	36・1961
上下水道課	36・0420
議会事務局	36・1963

村岡地域局 94・0321(代表)  
小代地域局 97・3111(代表)

町教育委員会 94・0101  
香住区中央公民館  
(香住区生涯学習センター)  
36・3764  
村岡区中央公民館  
98・1366  
小代地区公民館  
(小代区地域連携センター)  
97・3966

公立香住病院 36・1166  
公立村岡病院 94・0111

香住文化会館 36・1026  
香住老人福祉センター 36・5008  
村岡老人福祉センター 98・1000  
小代高齢者生活支援センター 97・2202

(すべての施設の市外局番：0796)

### まちのうごき

(平成24年3月1日現在)

合計 20,518人 (-43)  
男 9,782人 (-20)  
女 10,736人 (-23)  
世帯数 6,841世帯 (+3)

カッコ内は前月比

# 東日本大震災 支援のお礼

●問い合わせ先 役場総務課

昨年3月11日に発生した東日本大震災にあたり、町民の皆様から温かいご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

町では被災された方々を支援するため「香美町東日本災害対策支援本部」(昨年3月14日設置)を通して、町民の皆様にご義援金のお願いや支援物資の募集を行い、多くの皆様や団体などのご協力をいただきながら、下記のような支援を行ってきました。

大震災から1年が経過し、国の復興が本格化したことなどから、同本部を今年3月31日をもって廃止しましたが、今後も情報収集に努め、被災地の1日も早い復興にできる限りの支援を行っていきますので、町民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

## ◆人的支援(町職員、ボランティア)

支援内容	活動期間 (いずれも平成23年)	人数
給水支援	3月15日～5月10日 のうち20日間	4人(町職員)
市町業務支援	4月3日～8月12日 のうち50日間	14人(町職員)
保健衛生支援	4月19日～22日	2人(町職員)
炊き出し支援	4月12日	13人(ボランティア、町職員)
入浴サービス支援	4月12日～15日	17人(ボランティア、町職員)

※支援先はいずれも岩手県および宮城県

※今年4月1日から1年間、市町業務支援として町職員1人を宮城県山元町へ派遣しています。

## ◆支援物資

町民の皆様からお寄せいただいた支援物資は、段ボール箱にして1,042個に上り、香美町建設業協会にご協力いただき、昨年4月12日、宮城県石巻市に届けました。

## ◆義援金

各区・自治会を通して町民の皆様にごお願いした義援金は、募金箱への募金や各種団体から寄託いただいたものを合わせ、約2,500万円となり、その全額を日本赤十字社に送金しました。ご協力いただいた皆様へ深く感謝申し上げます。

なお、本町での義援金の受け付けは今年3月29日をもって終了しました。

・募集期間 平成23年3月14日～平成24年3月29日

・義援金合計 25,155,237円

(内訳) 各区・自治会分 10,355,572円

募金箱・団体分 14,305,995円

個別募金分 493,670円



この「広報ふるさと香美」は、自然環境を考えてソイ(大豆油)インキ、再生紙を使用しています。